

ASEAN 諸国における日本の合弁企業

吉 原 久 仁 夫*

Japanese Joint Ventures in ASEAN Countries

by

Kunio YOSHIHARA

I は じ め に

日本企業と外国企業との経済関係には四つの側面があると思われる。すなわち、

1. 貿 易
2. 技術提携
3. 融 資
4. 直接投資

がそれである。

このような四つの側面には現実の経済関係において独立していることもあるが、相互に依存していることもある。

まず第一に、貿易と技術提携、貿易と融資、貿易と直接投資というように結合する場合である。すなわち貿易と技術提携の場合には、輸出拡大を目的とした技術提携であり、貿易と融資の場合には、輸出あるいは輸入の増大を目的とした信用の供与である。そして貿易と直接投資の場合には、融資と同じ目的のための資本参加である。このような貿易との結合において、どれを選択すべきかという問題が起こるが、その際には日本側の事情や相手側の事情、すなわち法的規制、経営能力、技術水準、資金力等が考慮される。

次に、貿易とは独立に、融資と直接投資の問題が考えられる。この場合には両者の目的は利潤追求が唯一のものであり、利潤率の高低が決定要因となる。貿易とは切り離して問題を設定しているのであるから、資金が外国に投資されなければならないという必然性はない。国内での生産拡大にその資金を充当するか、他企業の株式を取得するか、社債にするか、預金にするかという可能性も考慮しなければならない。すなわち、国内投資か外国投資かをまず決定し、

* 京都大学東南アジア研究センター

外国投資であれば何故融資でなく直接投資なのか、あるいはその逆なのかが問題となる。ただここで注意を要するのは、直接投資の場合、往々にして自企業の所有する技術や経営方法と関連することが多い。つまり直接投資は貿易と無関係な場合、技術提携を背後に伴っていることが多いのである。それゆえ直接投資と融資の選択の問題は、「直接投資プラス技術」と融資の選択の問題になる場合が多い。

最後に貿易、技術提携、直接投資の選択の問題が考えられる。つまり、ある商品を自国で生産しそれを輸出するか、あるいは必要な技術を提供しそれに対する支払を受けるか、資本参加して相手国で生産に従事しそれから得た利潤を持ち帰るか、この三つが競合する場合が起こり得る。

東南アジアのみならず他の地域における日本の合弁企業は、上述した三つの問題との関連において分析されなければならない。

小稿は貿易と直接投資との関係に関する資料を整備したものであるので、両者の関係をもう少し詳細に検討してみよう。

直接投資には、貿易の拡大を直接の目的としたものと、間接の目的としたものがある。後者はサービス業、金融業、商業等への投資の形を取り、前者の補助的役割を果たすものである。例えば日本商品の現地生産の宣伝や、そのマーケティングを目的とした投資が後者の範疇に入る。前者は第一次、第二次産業への投資を常とする。

第一次、第二次産業への投資は日本側から見た場合、輸出指向型と輸入指向型とに分類される。輸出指向型投資の主たるものは、現地での生産・消費を目的としたものである。これが輸出指向型と呼ばれるゆえんは、完成品輸入が相手国で禁じられた場合に、部品輸出・現地組立という防御手段としての投資ということにある。しかしそれが輸出指向型の唯一のものではなく、国際競争力の維持および強化を目的とする投資も輸出指向型と呼ばれてもよからう。例えば、日本あるいは他の国からの部品や原材料をもとに、後進国の低賃金を利用して生産されたものをアメリカやヨーロッパ等先進諸国に輸出することを目的とした投資がある。これは日本の側からは国際競争力強化という意味において輸出指向型であるが、後進国からしても、自国の生産品が外国に輸出されるのであるから、これも輸出指向型ということになる。

輸入指向型の投資では、天然資源の開発・加工を目的としたものが、現在では主たるものである。しかし最近、日本の賃金の上昇のために生産拠点を外国に移す事例が出てきた。これは一部の工程を低賃金労働者がいる後進国で行ない、その製品を日本に逆輸入するものである。また近い将来、公害規制の厳しい日本から工場が後進国に進出することも考えられる。この場合、製品が他国に輸出されるのであれば輸出指向型であり、日本に輸入されるのであれば輸入指向型ということになる。

小稿は、貿易と直接投資との関係の研究の最初の段階として、東南アジア内の ASEAN 諸国における日本の合弁企業の実状を調査したものである。

II 資 料 と 方 法

ASEAN 諸国の合弁企業について調査すべき事項は多い。例えば技術のトランスファー、現地労働者の訓練方法、現地での原材料の調達度合、パートナーの選択方法、出資額、出資比率等が興味の対象となる。しかしわれわれは日本で調査可能な出資額、出資比率、設立年、業種に調査事項を限定せざるを得なかった。

調査の第一段階として、以上の事項を含む合弁企業のリストを作成する必要がある。その経過を次に簡単に説明する。

フィリピン：政府派遣訪フィリピン使節団の『報告書』（昭和46年7月）に、フィリピンにおける1970年6月末現在の日本企業のリストが掲載されている。それには日本側投資者名、現地企業名、業種、所在地、日本政府の許可年月日、出資額、出資比率が記載されている。このリストには出資額、出資比率に一部誤りがあるが、当該企業に問い合わせそれを訂正した。

マレーシア：同じ内容を含む1972年2月末現在のリストが、日本貿易振興会の『海外市場白書1972：わが国の海外投資の現状』から得られる。これは、貝出昭編の『マレーシア・シンガポール：経済と投資環境』および京都商工会議所の『東南アジア経済視察団報告書』に掲載されているマレーシアの合弁企業のリストからの予備知識に反するものではなく、またより完全なものであった。『海外市場白書』には、ASEAN 諸国の合弁企業のリストが掲載されており、それから日本の合弁企業を抽出することができる。しかしマレーシア以外については、より正確な資料が他から入手できるので、『海外市場白書』は使用しなかった。なお一部疑問あるいは欠けている事項については、当該企業に問い合わせた。

シンガポール：上述の『マレーシア・シンガポール：経済と投資環境』に日本の合弁企業のリストがあるが、これは1969年3月末現在のものである。そこで、東京銀行『シンガポール概観1972』のリストが1970年12月末を調査時点として作成されたものでより新しく、各企業に関する情報もより詳細であるので、これを使用することにした。

タイ：タイにおける日本の合弁企業のリストはバンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況1972』から得られた。これは1971年11月末を調査時点としたものである。

インドネシア：1971年10月末現在、インドネシア政府の許可した合弁企業のリストをインドネシアの外資委員会から入手することが出来た。これは前述の京都商工会議所の『報告書』に掲載されている。だがこれは資本金の信頼度に疑問があり、また日本の出資比率が明示されていない。そこでこのリストに基づいて、日本企業にアンケートを送付することにした。アンケート調査が行なわれた時期は1972年11月から12月にかけてである。回答の遅れた企業には電話

で回答を要請した。

調査結果の信頼度については、調査事項が企業の秘密に属するものとは思えないので、意図的に誤った情報が与えられたということはないであろう。また共同出資の場合が多く、回答を突き合わせて整合性をチェックすることも可能であった。整合性に問題がある場合はもう一度当該企業に問い合わせた。投資比率では若干の企業で回答が拒否されたが、インドネシア政府からの資料では、現地パートナーなしの合弁企業であったので、この場合出資比率を100%とした。

各国共通の問題として、現地通貨表示の資本金を米ドルに換算するのに、どの時点での為替レートを使用するかということがある。ここでは出資された時点での為替レートを用いることにした。

なお、資本金には授權資本金と払込資本金とがある。われわれは日本側が実際に出資した額を調査の対象としたので、両者の区別を明確にする必要があった。日本の出資額が別に明記されていない場合は、払込資本金に出資比率を乗じたものを出資額と見なした。

Ⅲ 集 計 結 果

業種、出資額、出資比率、設立年についての調査結果については、表1から表5を参照されたい。

表の作成にあたり、一つの問題が惹き起こされたのでそれについて簡単に触れておこう。問題は業種の分類であるが、業種は広範囲にわたっているので、東南アジア諸国の実状に即した産業分類にそれを組み替えなければならない。そこでどのような産業分類が最適であるかが問題になる。まず国連の産業分類が考えられるが、この分類に従うと合弁企業が全くない産業が多く、それは適当でないことが判明した。そこで著者が“A Study of Philippine Manufacturing Corporations,” *Developing Economies* (Sept., 1971) で使用した分類を修正したものを採用することにした。

Ⅳ 若干の観察と分析

1. 表1に示されているように、タイにおける合弁企業数が他国に比し圧倒的に多い。その反面、フィリピンにおける合弁企業数は極めて少ない。このような格差を説明する要因として幾つか考えられるが、その一つとして両国間の外資法の相違が挙げられる。タイの場合、日本企業の進出に対しての制限が少なく、企業活動が比較的自由であり得た。その反面、フィリピンではアメリカ企業は国民待遇を受けて優遇されているが、アメリカ以外の外国の企業の資本参加にはかなり厳しい法的規制が加えられている。

2. フィリピンにおける合弁企業数の少なさが、日本企業のフィリピンへの経済的関心の低

さを反映しているとは思えない。前述の『海外市場白書』によると、融資を含む1971年の投資残高では、フィリピンはインドネシアの2倍弱、タイの10倍近くある。これはフィリピンと日本企業の関係が貿易（特に輸入）に関連した融資という型をとることを意味しているように思われる。

3. 特にタイとインドネシアにおいてかなりの企業が繊維産業に集中している。これは、繊維品に対する需要が後進国では他の消費財に比して大きいこと、機械化されている工程が多く労働が比較的単純であること、日本の労賃が割高であること、日本の繊維技術の水準が国際的

表1 日本の合併企業の産業別分布

産 業	国	タ	イ	シンガ ポール	マレーシア	インド ネシア	フィリピン
農 林 水 産 業			3			16	
鉱 業			6		4	1	4
製 造 業			89	37	46	42	10
A. 食 料 品			5	3	4	4	1
B. 織 維			27	6	3	12	1
1. 紡 績・織 布			17	2	2	10	1
2. 加 工 工			7	3	1		
3. 産 業 用 織 維			3	1		2	
C. 化 学			16	7	16	8	1
1. 塗 料・印 刷 イ ン ク			5	2	1	2	
2. 肥 料・農 薬			2		2		
3. 製 薬			1		2	3	
4. 石 け ん・化 粧 品			2	2	3	1	
5. バ ッ テ リ ー				1	1	1	
6. プ ラ ス チ ッ ク 製 品			1	2	4	1	
7. そ の 他			5		3		1
D. 金 属 加 工			17	7	8	7	2
E. 電 機 製 品			9	1	4	2	3
F. 機 械・器 具			7	3	3	5	1
1. 一 般 機 械					1	3	1
2. 運 搬 機 械(船舶を除く)			7	1	2	2	
3. 船 舶				2			
G. そ の 他			8	10	8	4	1
1. 紙 製 品				1	2		
2. ゴ ム 製 品			3	1			
3. ガ ラ ス 製 品			1			1	
4. セ メ ン ト				2	1		
5. 建設資材(セメントを除く)			1	2	4		
6. 印 刷			2	2		1	
7. そ の 他			1	2	1	2	1
計			98	37	50	59	14

に高度であること等を反映しているものと思われる。1970年中頃にはまだ実現されていなかったもので表1には示されていないが、フィリピンの繊維産業に対する日本企業の資本参加が最近増加している。この一つの理由は絶対的な、また円切上げの結果としての相対的な日本の賃金の上昇であるが、他の理由として、日本製品に対する規制を東南アジアに進出することにより回避せんとしていることも考えられる。

4. 表2には、一企業当りの日本側の出資額が産業別に示されている。5カ国中、一企業当

表2 一合弁企業当りの日本側出資額の産業別分布

(単位=1,000 US\$)

産 業	国	タ	イ	シンガ ポール	マレーシア	インド ネシア	フィリピン
農 林 水 産 業		128				835	
鉱 業		51			811	450	895
製 造 業		578	528	586	1,184	638	
A. 食 料 品		715	556	505	543	513	
B. 織 維		1,147	984	840	2,890	1,500	
1. 紡 績・織 布		1,623	2,606	780	3,138	1,500	
2. 加 工		265	182	119			
3. 産 業 用 織 維		510	149		1,650		
C. 化 学		144	98	244	363	137	
1. 塗 料・印 刷 イ ン ク		154	146	35	170		
2. 肥 料・農 薬		118		977			
3. 製 薬				509	613		
4. 石 け ん・化 粧 品		120	33	81	200		
5. バ ッ テ リ ー			44	25	340		
6. プ ラ ス チ ッ ク 製 品		115	142	68	185		
7. そ の 他		188		120			137
D. 金 属 加 工		389	216	515	538	1,844	
E. 電 機 製 品		172	142	224	363	154	
F. 機 械・器 具		524	1,533	400	441	22	
1. 一 般 機 械				80	413	22	
2. 運 搬 機 械(船舶を除く)		524	95	360	483		
3. 船 舶			2,252				
G. そ の 他		351	500	1,691	525	62	
1. 紙 製 品			85	33			
2. ゴ ム 製 品		604	1,773				
3. ガ ラ ス 製 品		428			999		
4. セ メ ン ト			632	12,416			
5. 建設資材(セメントを除く)		302	508	241			
6. 印 刷		34	394		561		
7. そ の 他		198	38	84	270	62	
全 産 業		532	528	604	1,057	712	

りの平均が最も高いのはインドネシアである。それから産業別に見ると、繊維産業に対する出資額が最も大きい。表1において、インドネシアの合弁企業が繊維産業に集中していることが判明したが、これはインドネシアへの一企業当りの出資額を大きくしている一要因である。

表3 出資比率別合弁企業数

日本の出資比率	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	フィリピン
0 ～ 9%		1	1		4
10 ～ 19	2	2	2	1	
20 ～ 29	5	3	2	1	3
30 ～ 39	6	4	6		3
40 ～ 49	27	5	20	4	3
50 ～ 59	19	13	10	8	
60 ～ 69	7	3	1	9	
70 ～ 79	8	3	2	4	
80 ～ 89	7	1	2	15	
90 ～ 99	9	2	1	10	1
100	8		3	7	
計	98	37	50	59	14
中央値 (%)	50	50	49	80	30

表4 出資額別合弁企業数

日本に出資額	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	フィリピン
100千米ドル未満	28	12	23	4	4
100 ～ 199	22	6	6	5	1
200 ～ 299	7	6	5	4	1
300 ～ 399	9	2	5	4	
400 ～ 499	5	4	2	4	
500 ～ 599	6		1	4	2
600 ～ 699	3			8	
700 ～ 799	1	1	1	2	1
800 ～ 899	1	1	1	6	
900 ～ 999	2		1	3	1
1,000 ～ 1,999	10	3	3	7	3
2,000 ～ 2,999	2	1		3	1
3,000 ～ 3,999			1	2	
4,000 ～ 4,999		1			
5,000以上	2		1	3	
計	98	37	50	59	14
中央値(千米ドル)	214	328	122	601	510

5. しかしインドネシアの出資額を大きくしている他の要因として、表3に示されているように、日本側の出資比率が他国に比して高いことが挙げられなければならない。表3の出資比率は産業別に示されていないが、インドネシアの繊維産業における平均出資比率は86.9%である。このようにインドネシアでの出資比率が高いのは現地での資金不足を考慮して、インドネシア政府が100%までの日本側出資を幅広く認めている理由に依るものと思われる。

6. 表4には出資額の分布が示されているが、ここで注目すべきことは出資額の規模が小さいことである。タイの場合第一次、第二次産業の98の合弁企業のうち、半数が22万ドル以下の出資額である。マレーシアの場合タイよりも出資額が少なく、12.2万ドル以下の出資が半数を占めている。100万ドル以上の出資はタイで14件、シンガポールで5件、マレーシアで5件、インドネシアで15件、フィリピンで4件と、全部で43件で、全合弁企業の約16%である。

7. 500万ドル以上の出資は全部で6件あるが、このうちセメントが1件で他は繊維産業への投資である。現在の段階では、大型投資の主役は繊維産業であると結論される。

8. 表5においてまず第一に、インドネシア以外の国の設立年の中央値が1967年 - 1968年頃

表5 日本の合弁企業の設立年・操業開始年別分布

	マレーシア	シンガ ポール	タ イ	インド ネシア	フィリピン
1960年以前	2	1	1		1
1960	2		2		1
1961	1		1		
1962	2	1	4		
1963	1	1	6		
1964	2	6	8		
1965	5	5	6		
1966	4	1	12		
1967	7	5	7	1	6
1968	7	4	7	1	2
1969	8	3	2	7	2
1970	8	8	20	16	2
1971	1	2	14	17	
1972			3	11	
不明・準備中			5	6	
計	50	37	98	59	14
中 央 値 (年)	1967	1967	1968	1971	1967

注：1) マレーシアは設立年、シンガポール、タイ、インドネシアは操業開始年による。

2) フィリピンの場合は日本の株式参加が行なわれた年を基準とした。

3) タイの不明・準備中に属する企業は不明で、インドネシアの場合は準備中である。中央値の計算はタイの場合は不明・準備中に属する企業数を差し引いて、インドネシアの場合はそれを含めて行なわれた。

4) 設立年と操業開始年の差はケースにより異なる。1年以上の差があることも多い。

であることに注目したい。インドネシアの中央値は1971年で、国内での合弁企業の設立は他国に比して立ち遅れたことが明らかである。次に1960年以前の合弁件数は全部で5件にすぎないことに注目すべきである。合弁企業の設立は1960年代に入ると徐々に増加するが、その傾向が特に顕著になるのは1960年代の後半においてである。

V お わ り に

この調査を通して感じられたことは、合弁企業の設立において商社が多くの場合重要な役割を果たしているということである。商社が共同出資者になっていることが多く、これはアメリカ等外国の合弁企業には見られぬ事象である。このような「日本型合弁企業」の設立は、商社の人材と情報網が生産に携わる企業の技術と結合したものと理解し得るのであろうか。もしそうであれば、なぜこのような型が生じたのであろうか。それは生産に携わる企業が国際化に立ち遅れた結果必要となったものなのであろうか。残念ながら、今回これらの疑問に答えるだけの資料を収集し得なかったので、これについては別の機会に報告したいと考えている。